

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 25 日 (木) 号外の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県知事選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県知事選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙 (薩摩川内市区) 事由の発生 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙 (薩摩川内市区) における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 2
- 鹿児島県議会議員補欠選挙 (薩摩川内市区) におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日 (選挙管理委員会取扱い) 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第28号

令和 2 年 7 月 12 日 執行の鹿児島県知事選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 2 年 6 月 25 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 日時
令和 2 年 6 月 25 日 午後 5 時 30 分から
- 2 場所
鹿児島県選挙管理委員会室 (鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎 6 階)

鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

令和 2 年 7 月 12 日 執行の鹿児島県知事選挙における選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

令和 2 年 6 月 25 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成



備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第113条第3項の規定による鹿児島県議会議員補欠選挙 (薩摩川内市区) を行うべき事由が生じた。

令和 2 年 6 月 25 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により，令和2年7月12日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（薩摩川内市区）における選挙人名簿の登録について，被登録資格の決定の基準となる日を同月2日（ただし，年齢については同月12日）と定めた。

令和2年6月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により，令和2年7月12日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（薩摩川内市区）におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月3日からと定めた。

令和2年6月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成